

令和 6 年度香川地方最低賃金審議会  
第 3 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 6 年 8 月 1 日 (木)  
高松サポート合同庁舎  
北館 702 会議室

|     |      |           |
|-----|------|-----------|
| 出席者 | 公益側  | 籠池、春日川、柴田 |
|     | 労働者側 | 立石、中村、三屋  |
|     | 使用者側 | 奥田、白石、檜垣  |

議 題 (1) 「令和 6 年卒 新規学卒者初任給情報」等について  
(2) 香川県最低賃金額改正の審議について  
(3) その他

○賃金室長

ただ今から第 3 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 令和 6 年卒 新規学卒者初任給情報 (確定版)

資料 No. 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

資料 No. 3 香川県の雇用情勢 (令和 6 年 6 月分)、労働市場の動向 (令和 6 年 6 月) 香川県、2024 年 6 月分職業別求人賃金、求職者希望賃金 香川労働局職業安定部

参考資料 No. 1 立石委員提出資料

をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題（１）の「令和６年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）」等についてです。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それではご説明します。

１頁の資料No. 1 は、香川労働局職業安定部が取りまとめた香川労働局管内の令和６年卒の新規学卒者初任給情報でございます。最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は、高卒は 18 万 8 千円で昨年より 5 千円増加しましたが全国平均より 4 千円低く、短大卒も 19 万 5 千円で昨年より 6 千円増加しましたが全国平均より 1 万 4 千円低く、大学卒は、22 万 1 千円と昨年より 7 千円増加しましたが、全国平均より 1 万 6 千円低い金額となっております。

５頁の資料No. 2 は、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果でございます。

各年とも、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を集中的に行っております 1 ～ 3 月の結果でございます。

違反率は、年にもよりますが、全国の違反率よりも低い違反率となっております。

７頁の資料No. 3 は、香川労働局職業安定部の令和 6 年 6 月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は 1.43 倍、前月差マイナス 0.05 ポイント、全国 5 位で、全国平均は 1.23 倍でございます。平成 23 年 8 月以降 155 か月連続 1 倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は 1.15 倍、前年同月比プラス 0.02 ポイントでございます。雇用情勢判断は「緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と判断されてお

ます。

また、17頁以降は、本年6月の職業別求人賃金、求職者希望賃金の、香川県全体と、各職業安定所のデータでございます。

参考資料No.1は立石委員から提出された資料です。

#### ○柴田部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

#### ○立石委員

参考資料として提出したものについて少し説明させてください。提出したものは連合の方針で、中期計画を作成したものです。今後、最低賃金額を議論するにあたり、基本にしている考えが記載されております。33ページにはリビングウェイジが記載されております。香川は時間額1070円、自動車保有の場合は1376円となっております。同じページの一番右側にさいたま市を100とした場合の地域物価指数が記載されており、香川は住居費以外について97.9で、地方でも割と高い数値になっているのがわかると思います。

34ページには相対的貧困率の国際比較が示されており、上のグラフでは日本は右から6つ目で、貧困率が高いというのがわかると思います。

35ページのグラフが一番申し上げたいことでございます。年間賃金上昇率別、賃金中央値の60%に到達するための最低賃金額推移を示したグラフですが、連合がめざす中期目標では、2035年に1600円から1900円程度を想定しております。政府は2030年代半ばまでに1500円としておりますが、連合は今申し上げた金額を世界基準と考えているということを皆様にお伝えしておきます。

○柴田部会長

ありがとうございました。そのほか、ご意見等がなければ、議題（２）の「香川県最低賃金額改正の審議について」に移らせていただきます。

昨日開催された第２回専門部会では、労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、労側プラス 82 円、使側プラス 22 円と双方の提示金額には乖離がありました。

昨日の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただくようお願いしていたところであり、このあと金額提示していただきますようお願いいたします。

是非、全会一致にいたるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

それでは、このあと、各側より「金額提示」をお願いいたしますが、本日も労使の順で、金額提示を受けることとなりましたので、労使の順で前回と同様の要領により金額提示を受けることといたします。

なお、金額提示に当たっては、必ず、その根拠や考えを述べていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、

- |         |               |
|---------|---------------|
| 公労・公使会議 | ・この 702 会議室   |
| 労側控室    | ・ 2 階の第 1 会議室 |
| 使側控室    | ・ 2 階の第 3 会議室 |

を用意しております。

702 会議室は内線番号が 6702 ですので、ご用がある時は 6702 をおかけください。

公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○立石委員

特に必要ありません。

○柴田部会長

それではこのまま公労会議を始めますので、使用者側委員の方は控室にお移りください。事務局はご案内をおねがいます。

(公労委員、公使委員で行う金額審議について非公開)

(全体会議)

○柴田部会長

それでは全体会議を行います。本日、労使双方より金額の提示を受け、その根拠も説明していただきました。労側はプラス 64 円、使側はプラス 33 円の提示を頂きましたが、双方の提示金額には隔たりがあります。次回は使側から金額を提示していただくということになります。ぜひとも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、次回の審議までにご検討いただきますようお願いいたします。

○立石委員

次回の審議で最終になるのでしょうか。仮に次回の審議で結審しなかった場合、どうなりますか。

○柴田部会長

予備日を何日か設けておりますので、次回は 8 月 5 日ですが、その日に結審しなかった場合は予備日に審議を行うこととなります。ただ、10 月 1 日発効ということになると、次回の審議日である 8 月

5日に結審していただく必要があります。

ほかに、事務局から何かございますか。

○賃金室長

次回については、今お話にありましたとおり8月5日午後1時15分からになりますのでよろしくお願いいたします。

○柴田部会長

繰り返しになりますが、次回第4回専門部会は8月5日月曜日午後1時15分から開催しますのでよろしくお願いいたします。本日は長時間にわたる審議にご対応いただきありがとうございました。

――了――